

戸田中央メディカルケアグループ
(TMG薬剤部)
薬剤師卒後臨床研修プログラム

- 薬剤部 -

初版 2026年1月

【目次】

- I 理念・研修方針
- II 研修体制
- III 研修期間
- IV 研修スケジュール
- V 研修内容
- VI 到達度評価

I 理念・研修方針

<理念>

薬剤師・社会人として常に活躍し、「何時もチーム医療の一員として、薬物療法を通して患者様中心の医療に専念」できる薬剤師を育成することで、薬に関わるすべての人に安心と安全を提供する。

<研修方針>

上記の理念に基づき、薬剤師としての向上心と探求心を持ち、社会人基礎力（アクション・シンキング・チームワーク）の向上を図りながら、基本的な業務および臨床薬剤業務を提供できる薬剤師を育成するための研修を実施する。

具体的には以下の方針で行う。

- 1) グループ内の異なる機能を持つ施設（急性期、回復期、ケアミックス、専門病院）での研修を通じて、さまざまな形態における幅広い薬剤師業務を学ぶ。
- 2) 基本的な薬剤師業務（調剤、医薬品管理、医薬品情報管理、病棟業務、医療安全、感染対策など）は主に自施設で研修し、自施設で実施していない業務（在宅、地域医療、無菌調製、がん化学療法、TDM など）については、代表病院（または該当機能を有する病院）で研修を行う。
- 3) 臨床業務では、一般的な診療科に加え、救急、手術室、薬剤師外来などについても学ぶ。
- 4) 体系的なプログラムを施設横断的に実施することで、「地域トータル・ヘルスケア」を担う人材を育成する。

II 研修体制

当グループの薬剤師卒後臨床研修プログラムの運営を円滑に行うため、以下の通り「卒後研修管理委員会」を設置する。卒後研修管理委員会は指導薬剤師の意見を聴取し、適宜研修プログラムの改変・調整を行う

【卒後研修管理委員会】

設置場所	：	基幹病院（戸田中央総合病院）
委員長兼研修プログラム責任者	：	基幹病院 薬局長
委員兼研修プログラム実施責任者	：	病院間連携所属病院 薬局長
その他の委員	：	指導薬剤師（臨床研修の指導薬剤師の養成に係る講習会の受講が終了した者）* 基幹病院は必須とする

役割

研修プログラム責任者

…グループ全体の研修を統括し、指導体制の構築を行う。また、研修プログラムをホームページで公表する。

研修プログラム実施責任者

…研修プログラム責任者と密接に連携し、研修プログラムが円滑に進められるよう研修実施管理を行う。

指導薬剤師

…研修プログラムの実施及び研修生の評価を行い、研修生が到達目標まで成長できるよう支援していく。また、プログラムの遂行が困難なケースが生じた場合は、速やかに研修プログラム責任者及び研修プログラム実施責任者へ報告を行う。

その他

本部調整・薬剤師保険・研修出向規定の管理

… TMG 薬剤部 部長及び副部長により実施される

Ⅲ 研修期間

研修期間：入職後1年

研修対象者：卒後新人薬剤師

Ⅳ 研修スケジュール

主な研修時期

研修項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 調剤業務【3~4ヶ月】												
(2) 医薬品の供給と管理【1ヶ月】												
(3) 医薬品情報管理(DI)【1~2週間】												
(4) 病棟業務【2~3ヶ月程度】												
(5) 在宅訪問【適宜（1日訪問診療へ同行）】												
(6) 医療安全【全期間】												
(7) 感染制御【全期間】												
(8) 地域連携【2~3週間】												
(9) 無菌調製【2週間】												
(10) がん化学療法【2週間】												
(11) TDM【1日】												
(12) その他【1週間】												

V 研修内容

【調剤業務】 研修期間 3~4 ヶ月

- ・ 計数調剤、散剤、粉碎、一包化、軟膏調製、液剤、注射薬等の調剤
- ・ 麻薬・向精神薬・覚醒剤原料等の調剤
- ・ インタビューフォームや最新の治療ガイドライン等を確認し、処方監査の実践
- ・ 処方監査時にカルテ情報や検査値（腎、肝機能）の確認を行い、医師の治療方針を把握した上で、患者の状態を考慮した適切な調剤（疑義照会や処方提案を含む）の実践
- ・ 院内外処方における患者への薬剤交付時に服薬指導（吸入指導・自己注射指導・自己血糖測定指導等含む）
- ・ 処方監査時に生じた疑義については、指導薬剤師へ疑義や照会事項を報告の後、医師への疑義照会
- ・ 院内製剤の調製、管理

【医薬品の供給と管理業務】 研修期間：1ヶ月

- ・院内の使用状況を踏まえた適正な在庫管理（医薬品の発注、納品時の検品、温度・期限管理を含む）の実践
- ・医薬品の廃棄、記録の実施
- ・麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒劇薬等の特別な管理を求められる医薬品の流通・保管・施用・廃棄等の管理
- ・麻薬卸売業者からの譲受や帳簿の記載
- ・持参麻薬を含めた調剤済麻薬や手術後施用残麻薬の廃棄等の在庫管理の実践
- ・限定薬（特定の患者にのみ使用される薬剤）の管理業務を実践
- ・特定生物由来製品の調剤の実施、記録・保管管理の実践

【医薬品情報管理業務】 研修期間：1～2週間

- ・医師・看護師等からの投与量や相互作用等の問合せに対する情報提供の実施（受動的な情報提供）
- ・院内医薬品情報誌（DI ニュース）の作成（受け手のニーズや時間的制約に応じた形に加工する）
- ・緊急安全性情報（イエローレター）、安全性速報（ブルーレター）や製品回収情報、医薬品・医療機器等安全性情報、添付文書改訂情報等の院内関係者への情報提供
- ・収集、整理、提供した情報の保管
- ・副作用情報の収集・報告の理解
- ・院内採用医薬品の承認手続等（採用要否の検討に係る資料を作成、削除品目の検討等）
- ・併用禁忌などのチェックシステムについて理解

【病棟業務】 研修期間：2～3ヶ月

-入院時-

- ・患者やその家族と面談を行い、持参薬（要指導医薬品や一般用医薬品を含む）の服薬状況、アレルギー情報、副作用歴、薬剤管理方法等を聴取
- ・患者プロフィール等の整理を通じて、疾患の病態生理、薬物の作用機序を踏まえて総合的に患者のアドヒアランスの評価の実践
- ・薬物治療に関する問題点を抽出し、問題解決のため、代替薬の提案を含む服薬計画の提案を実践
- ・ポリファーマシーに対する薬剤師の視点から減量、中止を提案

-入院中-

- ・服用方法、薬剤の保管方法、器具の使用方法等を含めた患者への情報提供、薬学的知見に基づく指導の実践

- ・有効性や副作用モニタリング、投与量、投与方法、相互作用等の薬学的管理の実践及び投薬の妥当性を評価

-退院時-

- ・退院時処方入力の有無や不足薬剤がないかなどの確認

- ・薬剤管理サマリの作成

-多職種連携-

- ・病棟カンファレンスへの参加や医師回診チームの同行

- ・医療チーム（NST、緩和、褥瘡等）への参加

【在宅訪問（在宅医療・介護）】 研修期間：適宜（1日は訪問診療に同行）

- ・訪問診療に同行し、残薬、併用薬や常備薬、嚥下機能が低下した患者への薬剤管理等、在宅における薬剤管理方法・管理状況について確認

- ・在宅における患者の生活状況について確認

- ・患者やその家族から生活状況を把握し、それに応じた薬学的管理を考察

【医療安全】 研修期間：全期間

- ・インシデント発生時の対応（報告・連絡・相談等）と記録方法等の理解と実践

- ・調剤ミスを防止するために工夫されている事項の確認

- ・インシデント、アクシデントの事例をもとに、リスクを回避するための具体策と発生後の適切な対処法の提案

【感染制御】 研修期間：全期間

- ・院内感染対策チーム（Infection Control Team：ICT）や抗菌薬適正使用支援チーム（Antimicrobial Stewardship Team：AST）の委員会やラウンド等への参加

- ・標準予防策として手指衛生、個人防護具（手袋・マスク等）を適切に使用の実践

- ・針刺し事故等の事例発生時における初期対応の理解

- ・抗菌薬適正使用の実践

【地域連携】 研修期間：2～3週間程度

- ・薬局から報告されるトレーシングレポートの評価及び医師へのフィードバックの実践

- ・薬局からの疑義照会への対応、医師との事前合意に係るプロトコルの確認
- ・病床機能・規模の異なる施設との情報交換及び薬物治療の理解

【無菌調製】 研修期間：2 週間

- ・無菌的混合調製の実施
- ・配合変化の回避の実践

【がん化学療法】 研修期間：2 週間

- ・院内採用レジメンを用いた処方監査の実践
- ・抗がん薬の調製及び曝露対策の実践
- ・医師へ支持療法薬、抗がん薬の減量・休薬等の提案
- ・麻薬を含む鎮痛剤の投与量の調節、麻薬の副作用の対応策等の実践

【TDM】 研修期間：1 日

- ・TDM の意義及び一般的な対象薬の把握
- ・TDM の実践（有効血中濃度を指標の理解、最も適した投与量、投与間隔の提案、採血オーダーの提案）

【その他】 研修期間：1 週間

- ・ICU における薬学的管理の実践
- ・小児病棟における薬学的管理の実践
- ・回復期病棟における薬学的管理の実践
- ・周術期薬剤管理の実践（入院前支援業務、手術室業務、術後疼痛管理等）

VI 到達度評価

研修者の評価は、到達度の把握と研修内容の改善を目的として実施する。

- ・評価方法 → 「評価票」及び「到達度評価記録シート」
- ・研修者の自己評価 → 「到達度評価記録シート」を用いて、研修中に自己評価を行い、到達度を記録する
- ・研修者は上記評価方法を用いて自己評価を行う。

・指導薬剤師が研修者へフィードバック面談を実施し、上記評価方法を用いて研修者の評価を行う。

評価のフィードバック面談の実施時期

- ・「評価票」 → 研修開始後4か月毎に実施
- ・「到達度評価記録シート」 → 研修期間にもよるが最低2回以上実施

評価の担当指導薬剤師

- ・「評価票」 → 所属病院の指導薬剤師
- ・「到達度評価記録シート」 → 研修を担当した指導薬剤師